

閲覧用

第2次河内長野市文化財保存活用地域計画（素案）に対するパブリックコメント意見及び河内長野市文化財保護審議会の考え方一覧

令和7年6月5日（木）～令和7年7月3日（木）まで、市ホームページ及び市内の主な公共施設において公表し、第2次河内長野市文化財保存活用地域計画（素案）に対するパブリックコメントの意見募集を実施しましたところ、6人と1団体より9件の貴重なご意見をいただきました。

ご協力、ありがとうございました。これらのご意見と、ご意見に対する河内長野市文化財保護審議会の考え方は下記のとおりです。

□番号	ページ	ご意見（の概要）	河内長野市文化財保護審議会の考え方□
1	53	国内外の人々に関心をもっていただくために、河内長野市の文化財情報を英語でも発信する必要がある。	観光分野で歴史文化遺産を活用することで、英語圏を含め、多様な人々を呼び込む必要があると考えております。 その手法として日本遺産を中心に多言語による情報発信を行っており、今後も引き続き努めてまいります。計画素案 p 53 の「方向性 4 歴史文化遺産を活用した地域の活性化（観光分野での活用）に関する事業」にもこの旨を反映させます。
2	51、52	ふるさと歴史学習館に初めて訪れて、河内長野に住みながら初めて市の歴史を知りました。道の駅・文化園からの導線を工夫すればもっと来訪者も増えるのではないかと思います。	＜道の駅 奥河内くろまろの郷・花の文化園からの導線＞ 道の駅 奥河内くろまろの郷や花の文化園とは、周辺をひとつのエリアとしてとらえ、2か月に1度、施設連携会議を開催し、連携事業の実施やイベント情報の共有に取り組んでおります。 道の駅 奥河内くろまろの郷には、ふるさと学習館への案内看板を設置しておりますが、計画素案 p 52 の「市が管理する施設の維持管理・運営事業」の取り組みを進める中で、今後の参考とさせていただきます。

		ふるさと歴史学習館への小・中学生の来訪はあるのでしょうか？歴史の勉強にもなるのもっと知ってほしいと思います。	＜小・中学生の来訪＞ 校外学習の一環として来館による歴史体験事業や、ふるさと歴史学習館から学校へ講師の派遣を行うことで、本市の歴史について学ぶ機会を創出しており、多くの来訪者があります。これらは計画素案 p 51 の「方向性 3 歴史文化遺産を活用した人づくり（教育分野での活用）に関する事業」に記載しており、今後も取組みを継続してまいります。なお、令和 6 年度小・中学生の来館実績は、授業による団体見学が 464 名、個人での利用が 715 名でした。
3	45、51	教育について（教員の声） ・今はタブレットでの調べ学習が多いが、ネットに河内長野の文化財に関するわかりやすい情報が載っていないので、情報を分かりやすくまとめてネットにあげてほしい。YouTube や専用の教材アプリがあると面白い。 ⇒これをする学校内で調べ学習ができるようになる。 ・学校の先生に対する学習の機会が必要。河内長野にゆかりのない新人の先生は特に困っている。 ・文化的景観や町並みの調査が十分にできていない。 建物単体は調べていても、なぜそうなっているのか？については不十分。暮らしや地理的条件など広い視点からの研究ができそう。	＜インターネットでの調べ学習＞ 現在、本市のホームページにおいて、指定文化財や歳時記に関する情報発信、河内長野市立図書館デジタルアーカイブや河内長野市立図書館 YouTube 歴史講座の公開等を行っておりますが、今後も上記情報の周知に努めるとともに、より分かりやすいものとなるように内容を工夫してまいります。 ＜学校の先生に対する学習の機会が必要＞ 教員に対しては、河内長野市の歴史に関する研修の機会を設けて講師の派遣を行っており、今後も継続してまいります。 ＜文化的景観や町並みの調査＞ 文化的景観の調査研究が不十分な部分について、計画素案 p 45 の「方向性 1 調査研究の推進（調査研究）に関する事業」にあるとおり、これらの分野の把握調査・詳細調査に努め、歴史

		・子ども達をいろいろ連れていきたいがバスがとれないので市でバスを用意するなどしてほしい。	文化遺産の相互の関連性についても調査研究してまいります。 ＜バスの利用＞ 計画素案 p 51 の教育分野での活用を考えていく上で参考とさせていただきます。
4	43	文化財の活用について ・河内長野市は、日本遺産に取り上げられているように【中世に出会える街】であり、【女人高野】のある街として、また、全国で 12 番目に文化財を多く所有している行政体と言われております。 ・しかし、その実、こうした評価については、近畿地区、大阪府内での人々の間では、その価値判断はおろか、富田林寺内町のように、話題にならない有様であり、河内長野の歴史的価値は、日本遺産認定以前と何ら変わりのないものとなっていると言わざるを得ない。 ・こうした状況にあるのは、市の文化財の地区的分布に問題があるためであり、加えて、市民意識の歴史文化認識の不足(市の啓蒙活動の不足)が起因していると考えられる。 また、こうしたことは、当地を訪れる観光客等の来街者へのアピールも重要であり、次のことと提案する。 市の中心と位置付けられる場所に歴史観光館を設置する。	歴史文化遺産の活用については、観光客の来訪による経済効果、市の活性化に大きく資するものであり、市内外へのアピールは非常に重要なものであると考えております。 現在、本市の歴史文化を発信する拠点としてふるさと歴史学習館があり、河内長野駅前には観光案内所があることから、これら既存の施設を利用しながら情報発信し、いただいたご意見は、計画素案 p 43 の「方針 2-3 必要に応じた展示・収蔵施設の改修・整備の推進」の実施にあたって参考とさせていただきます。
5	51	小・中学校・郷土歴史学習は必要です。 子ども文化財解説は今後も続けてほしいです。 地域の歴史や文化財に興味を持つ機会になるのでは。	郷土歴史学習や子ども文化財解説については、計画素案 p 51 の「方向性 3 歴史文化遺産を活用した人づくり（教育分野での活用）」に関する事業」に記載しており、今後も取組みを継続し

			てまいります。
6	42	調査研究の推進について 「詳細調査が不十分」とのことですが、近隣あるいは他県の大学に協力依頼できないのでしょうか。 学生たちに興味を持たれたなら、交流人口としてもつながりができるのでは。	調査研究としては、これまでも複数の大学の協力のもと調査を進めてまいりました。市内には調査が必要な歴史文化遺産がまだ多くあることから、今後も大学との連携により進めてまいります。計画素案 p 42 の「方向性 1 調査研究の推進（調査研究）に関する方針」に大学等と共同で調査研究を行う旨を記載しておりますので、今後も取り組みを進めてまいります。
7	42、44	川上神社・弥勒寺・大日寺 ・建造物の老朽化が進んでいる ・住民の高齢化・人口減少により、住民だけで建造物の維持管理が難しい。 ◎川上神社 ・川上地区内の役員(総代世話人)が中心になって、神社の事業を行っている。特に稚児相撲は地区内だけでなく大阪府内、他府県から参加されている。 ・稚児相撲を行っているのは大阪府内で 2 神社と聞いている ・総代世話人で毎月神社内の掃除を行っている ・清神会(有志)(島田智明衆議院議員がメンバー)により毎月神社内の掃除を行っている ◎弥勒寺(鳩原地区集会所) ・鳩原地区(1 組～6 組)により毎月掃除を行っている ◎大日寺(鳩原東地区集会所) ・鳩原東地区により毎月掃除を行っている	計画素案 p 42 の「方針 1-2 保存のための歴史文化遺産詳細調査の推進」に記載したとおり、未指定文化財についてもより充実した支援が行えるよう努めてまいります。 また、地域住民の方に地域の歴史文化遺産の価値を伝えることができるような取り組みを進めることを、計画素案 p 44 の「方向性 5 歴史文化遺産を活用した住民活動の推進（地域づくり分野での活用）に関する方針」にも位置付けます。

		・地域の文化財について、ガイドブック等(簡単なもの)を地域住民に配布願いたい。	
8	42	里程碑について 本市における日本遺産の一つである「女人高野」に関する文化財に「高野山女人堂への里程碑標」があり、本市には3基が遺っています。 「九里」(長野地区)・「八里」(三日市地区)・「七里」(天見地区)の里程碑(石造道標)です。日本遺産「女人高野」を補強する観点からもこれら里程碑(石造道標)を早急にせめて市の指定文化財として指定し、女人高野を構成する文化財の一環として、保存活用することが重要なのではないのでしょうか。 すでに、和歌山県橋本市では、市の指定文化財として活用されています。	計画素案 p 42 の「方針 1-2 保存のための歴史文化遺産詳細調査の推進」に記載したとおり、里程碑を含む未指定文化財についても、より充実した活用と保存措置が行えるように努めてまいります。
9	62、43	高野街道をもっとわかりやすくするために標識を作ったり、アプリなど、河内長野に来たら楽しくその場所を体感できるような仕組みを作っていただけると嬉しいです。今は、歴史に興味のある若い方も増えているように思います。 また、烏帽子形城跡の背景や実態をわかりやすい形にできないのでしょうか？ 以前プールがあったところを展示施設にするとか、お金がかかるので大変だと思いますが。	高野街道については、本計画でも関連遺産群のテーマの一つとして位置付けており、烏帽子形城跡もこの群に含まれます。計画素案 p 62 の「関連遺産群 2 高野参詣に関連する歴史文化遺産」に、今後、積極的な活用を図っていく旨、記載しております。 標識の設置やアプリの活用はこれまでも行っており、今後も引き続き行ってまいります。また、史跡の背景や実態の情報発信のよりよい手法を検討してまいります。 展示施設については、計画素案 p 43 の「方針 2-3 必要に応じた展示・収蔵施設の改修・整備の推進」の実施にあたって参考とさせていただきます。

問合せ先 〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所（河内長野市教育委員会事務局 教育推進部 社会教育第2課）

電話：0721-53-1111